

第 号  
年 月 日

（住所）  
（氏名） 様

利根沼田広域消防本部  
消防長 印

### 報 告 徴 収 書

年 月 日 時 分頃、 で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

### 記

#### 報告内容

#### 教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長に対して審査請求をすることができます。さらに、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合を被告として（訴訟において利根沼田広域市町村圏振興整備組合を代表する者は利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。